

第4回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年11月9日（火） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益代表委員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 他県の今年度改定額（兵庫 28 円、広島 27 円、山口 28 円）を踏まえ、歩み寄りの金額として前回の提示額 28 円から 1 円引き下げた 27 円を提示する。
- ・ 現在まで培ってきた健全な労使関係維持のため、金額は別として、全会一致での結審を強く望んでいる。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 近隣他県の電機産業、県内船舶の使側上げ幅 24 円の情報に基づき前

回の提示額 16 円から 9 円引上げた 25 円を提示する。

公益より今後の審議の進め方について尋ねたところ、労働者側委員から公益裁定の意見があり、使用者側も同意した。

公益での協議の結果、もう 1 歩お互いに歩み寄りが必要なことを伝えて 26 円を提示し、労使双方の賛同を得た。

(2) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）